

～医療法人社団千葉光徳会千葉しすい病院 医療安全管理指針～

1. 基本理念

本指針は、医療従事者の個人のレベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標としています。本院においては、病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場から、患者の安全を確保し、必要な医療を提供するよう積極的に取り組んでいます。

2. 安全管理のための組織および体制

- (1) 医療安全管理者
- (2) 医療安全管理委員会
- (3) 医療安全管理部門
- (4) リスクマネジメント委員会
- (5) 事故調査委員会

3. 報告等に基づく医療に係る安全確保を目的とした改善方法

本院内における医療事故や、危うく事故になりかけた事例を検討し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定し、その結果を全職員に情報提供することにより、事故発生の再発防止を図ります。

4. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

事故が発生した場合には、医療側の過失の有無を問わず、可能な限り本院の総力を結集して、患者の救命と事故の拡大防止に全力を尽くします。また、本院内のみで対応が困難と判断された場合はすみやかに他の医療機関に協力を求め、それに必要なあらゆる情報・資材・人材を提供します。また、救命措置に支障をきたさない限りすみやかに事故の状況、現在の回復措置、その他見通しについて、患者様、ご家族などに誠意をもって説明します。

5. 患者様からの相談への対応

患者様およびご家族からの病院に対する意見・苦情・相談・情報等に応じられる体制の確保し、これらを院内の医療安全対策等の改善に活用し、患者および家族が求める医療サービスの提供を目指すために患者相談窓口を設置しています。

本相談により、患者様やご家族はなんら不利益を被る事も無く、関係者は知り得た情報の管理には特段の配慮をし、守秘義務を徹底しています。

担当職員：医療ソーシャルワーカー、医療安全管理者、その他各部署の担当者

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00

6. 医療安全管理のためのマニュアルの整備

職場全体に日常診療における危険予知、患者の安全に対する認識、事故を未然に防ぐ意識等を高め広めるために安全管理マニュアルを作成しています。

7. 医療安全管理のための研修

医療安全の基本的考え、その手法等を周知徹底させることによって、職員個々の安全に対する意識、ならびに本院全体の医療安全の向上を図るため、全職員に対し医療安全管理に関する研修を年2回以上行っています。

8. 医療従事者と患者様との間の情報の共有

医療従事者側からの十分な説明に基づいて、患者側が理解・納得・選択・同意を得られるように、医療従事者は患者および家族との間で情報を共有するよう努めます。

医療安全管理指針の閲覧をご希望の場合は受付にてお申し出ください。